

公益財団法人小笠原敏晶記念財団

新型コロナウイルスの影響に伴う現代美術分野への緊急助成

F A Q

- 申請にあたって想定される質問を以下にまとめましたので、ご確認の上、申請をお願いします。
- お問い合わせ頻度の多いものに関しては、随時更新します。
- 申請の締切は、2020年7月6日(月)23時59分です(厳守)。
- 提出後は、提出物の差し替え、追加提出はできませんので、十分に確認してから送付ください。

■お問い合わせ先(事務局)

〒108-8522 東京都港区芝5丁目36番7号 三田ベルジュビル 20F 株式会社ニフコ内
公益財団法人小笠原敏晶記念財団 Tel: 03-5476-2174、Fax: 03-5446-0633

URL: <http://ogasawarazaidan.or.jp> e-mail: contact-arts@ogasawarazaidan.or.jp

*可能な限り、メールでお問い合わせ頂けると幸甚に存じます。

公益財団法人 小笠原敏晶記念財団

2020年6月22日版

A. 事業目的について

Q1 本助成事業の目的は何ですか。

A. 新型コロナウイルスの影響で、現代美術分野における活動やプロジェクトに被害を受け、かつ、将来にわたって活動を継続するために支援を必要とする方を対象に、継続の一助となる資金を助成することを目的としています。

B. 助成対象について

Q1 現代美術分野の定義は。どの範囲を想定していますか。

A. 本助成では、美術（広く視覚芸術）の分野において同時代の社会をまなざし、創造される実験的な表現や活動と捉えています。絵画、版画、彫刻、映像、工芸…といった、美術における表現の形態や方法は、特に限定していません。

Q2 小規模団体の定義を教えてください。どの範囲が小規模団体なのか。

A. あくまでも目安として、常勤有給スタッフが3名以下、年間の総収入が1000万円以下くらいの規模感を想定していますが、実情は様々ですので、申請書の記載内容から判断いたします。

Q3 一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人（NPO 法人）等は対象になりますか。

A. 対象になります。法人格は問いません。

Q4 日本の居住者ではないのですが対象になりますか。

A. 対象になります。ただし、助成金振込先として日本国内の金融機関に申請者自身の口座を有することが必要です。

Q5 活動の拠点が海外のみですが対象になりますでしょうか。

A. 対象になります。

Q6 「同一の団体、個人が複数件申請することはできません。」とは、どのような意味でしょうか。

A. ある団体が団体として申請を行い、またその構成員も個人で申請する場合は、対象外となります。いずれか一つという意味です。また、同一団体が2件以上、あるいは個人が2件以上申請した場合も、1件のみが対象です。

Q7 「個人申請の場合、給与所得者は対象外」となっていますが、助成応募時には雇用契約があり、採択時には雇用契約が終了見込みの場合は対象になりますでしょうか。

A. 採択時に雇用契約が終了している場合は、対象となります。雇用契約が終了する予定である旨を書いて申請ください。

Q8 今年3月に学校を卒業しフリーランスで働き始めたばかりです。3月までの収

入源はなく影響を受けた金額を算定できませんが対象になりますでしょうか。

- A. 申請書にその旨をお書き頂き、また、4月からどのような仕事、活動をする予定で、それらがコロナによってどのような影響を受けたか書いて申請してみてください。

Q9 大学のサークルですが対象になりますでしょうか。

- A. 対象になりません。

Q10 国・自治体等他の助成金制度との併願申請は可能でしょうか。

- A. 可能です。

C. 助成金について

Q1 影響を受けた金額が50万円未満ですが、対象になりますでしょうか。

- A. 対象になります。

Q2 募集要項では、助成総額および助成額について（予定）となっていますが、それぞれ金額増減はありますか。

- A. 原則として募集要項記載の通りですが、応募状況等により多少変動する場合があります。

Q3 採択された場合、助成金が振り込まれるのはいつでしょうか。

- A. 8月上旬を予定しています。当財団と助成対象者の間で覚書の締結が済み次第、助成金を交付します。

D. 助成金の使途について

Q1 助成金の使途について何か制限はありますか。

- A. 現状の困難を乗り越え、芸術活動を今後も継続的に展開するために必要な費用であれば、使途は問いません。

Q2 助成金の使途について報告する必要はありますか。

- A. 報告書提出時、使途を記載した収支報告書をあわせてご提出下さい。

E. スケジュールについて

Q1 募集期間が過ぎた場合は受付されないでしょうか。

- A. 受け付けません。「7月6日（月）23:59 締切」とは、申請者のメール送信時間ではなく、当財団にメールが到着した時間ですので、ご注意ください。

F. 申請方法について

Q1 申請書はメール送信のみでよろしいですか。

- A. メール送信のみで郵送の必要はありません。

Q2 申請書には印鑑の押印は必要ないですか。

A. 押印は不要です。

Q3 申請書「2. 新型コロナウイルスによる影響」の失われた収入見込みの根拠となる資料がない場合は、どうなりますか。

A. 根拠となる資料がない理由をお書き下さい。

Q4 提出後、提出物の差し替え・追加提出はできますか。

A. できません。

G. 選考について

Q1 先着順ということがありますか。

A. 先着順ではなく、選考委員会で内容を審査の上採否を決定します。

Q2 選考基準について教えてください。

A. 募集要項記載の通り、

- ・新型コロナウイルスによる活動への影響度
 - ・これまでの活動実績
 - ・緊急助成による支援の効果
 - ・今後の現代美術分野における活動への期待
- を中心に総合的に判断します。

Q3 不採択の場合、その理由は示されますでしょうか。

A. 緊急支援を前提に迅速な選考と助成金交付に努める関係上、採否の理由に関するお問い合わせには対応しかねます。ご理解のほどお願いします。

H. 報告書の提出について

Q1 いつまでに提出しなければなりませんか。

A. 助成金活用後3カ月以内。遅くとも2021年3月31日までにはご提出下さい。

Q2 所定の提出期限に間に合わない場合はどうなりますか。

A. 終了しない場合は中間報告書あるいは正当な事由がある場合は書面にて事務局までご連絡をお願いします。

I. 助成の公表について

Q1 助成対象者の氏名・団体名は公表されますか。

A. 公表を希望される場合を除き、公表はしません。

Q2 申請書P1に「申請活動名」とありますが、活動名が特にない場合や、複数の活動を行っている場合は、どのように書けばよいのでしょうか。

A. これは、当財団ウェブサイトや報告書で助成対象を公表する際に掲出するものです。諸事情で個人名や団体名を出せない方、出しにくい方もあると考え、代わりに「活動名」としました。申請内容を端的に名称化してください。

例)「〇△企画展の中止による損害の補填」「自粛による事業収入減を補う新事業の開発」「中断した作品制作のためのリサーチ再開に向けて」「〇〇プロジェクトを継続するための当面の代替活動」等。

J. 著作権等について

Q1 助成金を利用して生じた著作物の権利の帰属はどうなりますか。

A. 著作権その他の知的財産権の帰属は創作者である申請者に帰属します。

なお、活動報告内容については、当財団の刊行物や広報活動等において使用させていただきます。

K. 個人情報の取り扱いについて

Q1 「個人情報の取り扱い」について教えてください。

A. 当財団の「個人情報保護方針」に則り取り扱います。当財団のウェブサイトをご参照願います。

L. 資格の取り消しと助成金の返金について

Q1 資格の取り消し、助成金の返金を求められることはありますか。

A. 虚偽の申請内容が確認された場合など、募集要項記載の事由に該当する場合には取り消し、返金を求める場合があります。

M. その他

Q1 今回の緊急助成は、1回のみですか。

A. 現時点では、1回と考えております。状況を見ながら必要に応じて検討します。

Q2 助成金を活用して実施した活動の印刷物などには、小笠原敏晶記念財団のロゴなどを掲示しなければならないでしょうか。

A. 小笠原敏晶記念財団のロゴなどの掲示をお願いします。

以上